

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：地域振興部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課(地方機関)の名称	備考
						名称	金額		
交通事故防止のための高齢者世帯訪問事業	R5.6.1	島根県交通安全母の会連合会 会長 浅津知子 松江市中原町19	1,400,000円	167条の2第1項第2項	高齢者の交通安全意識の啓発をより効果的に行うため、警察や交通安全協会、老人クラブ、社会福祉協議会などの交通安全関係機関・団体と密接に連携しながら実施する必要があり、各種取組みの実績を有する同団体に委託し、実施する。			交通対策課	
自治体DX(システム標準化・共通化)支援体制整備事業業務	R5.6.26	AKKODiSコンサルティング株式会社 東京都港区芝浦3丁目4番1号グランパークタワー3F	13,759,350円	167条の2第1項第2項	提案競技において、最優秀提案者に選ばれた			地域政策課	
実大製材品強度試験機点検業務委託	R5.9.4	小川精機株式会社 代表取締役 広島県広島市中区西白島町7番20号	2,128,500円	167条の2第1項第2項	特定者でなければ納入できない			中山間地域研究センター	
令和5年度菘・石見空港を利用した関係人口拡大事業業務委託	R5.9.15	一般社団法人イワミノチカラ 島根県江津市江津町112	3,507,000円	167条の2第1項第2項	本事業の受託者には、その業務の内容から、首都圏居住者と現地主権者との間にたち旅程等を提案・調整するノウハウが求められる。 (一社)イワミノチカラは、独自に地域体験プログラムを集めた「いわみん」の開催や県実施事業である「しまね田舎ツーリズムモニターツアー事業」を受託しており、首都圏居住者からの希望をもとに旅程を提案・調整してきた実績を有している。 また、本事業の主な県内受入地域である菘石見空港圏域(石見地域)の交通情報、体験先となる「しまね田舎ツーリズム」実践者情報、その他地域活動情報についても精通していることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できる者は、同社以外にはない。			しまね暮らし推進課	
					本施設は水族館という特殊な用途である上、県西部主要の大規模集客施設であることから、展示・来館者向けの設備の整備にあたっては、コストダウンはもちろんのこと、施設本体や展示生物への影響面、導入後の保守運用のしやすさを考慮しつつも、来館者に分かりやすく魅力あるものにする必要があり、指定管理者側との十分な協議を踏まえる必要がある。 一畑住設株式会社は、本施設の既存展示設備(展示情報用ソフトウェア及び表示機器)の一斉更新を行った事業者であることから、展示の特徴だけでなく現設備やネットワークシス				

